

お知らせ

臨時福祉給付金(経済対策分)について

臨時福祉給付金(経済対策分)を、市民税が非課税で、課税されている人の扶養に入っていない方に支給します。

○臨時福祉給付金(経済対策分)対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者の方

※基準日(平成28年1月1日)において、住民基本台帳に記載があり、市民税が非課税で、課税されている人の扶養に入っていない方

※生活保護受給者は除きます。

○臨時福祉給付金支給額 1人 15,000円

○申請方法

支給の可能性がある方へ申請書を送付しますので、同封の返信用封筒で送付してください。

○受付期間 5月1日(月)～8月1日(火)まで
申請・問【臨時福祉給付金窓口】 ☎55-9300

(受け付けは平日のみ/9:00～17:00)

【制度に関する問い合わせ】

厚生労働省の相談窓口 ☎0570-037-192

(受付時間/9:00～18:00)

問 本庁 社会福祉課社会福祉G ☎52-1111 内線132

水道水の放射性物質測定結果について

市の水道水を2月に検査した結果、市内全域においてヨウ素131、セシウム134、137は検出されませんでした。

問 水道課施設G ☎52-0427 内線22

献血のお願い

茨城赤十字血液センターの移動採血車による献血を実施します。

現在、輸血用血液が不足し、輸血医療に支障をきたす恐れがあります。皆様のご協力をお願いします。

日	時	場所
5/11(木)	9:30～16:00	常陸大宮市役所

問 茨城県赤十字血液センター ☎029-243-5121

HP <http://ibaraki.bc.jrc.or.jp/index.html>

かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121

新婚家庭家賃助成金

市では、少子化・人口減少対策として若年層の定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭を対象に、予算の範囲内で家賃の一部を助成金として交付します。

○対象者(すべての要件を満たす方)

①家賃助成金の交付申請をする日より前3年以内に婚姻届を提出している方

※新郎新婦のいずれか一方または双方が、再婚であっても要件を満たす場合は、対象になります。

②平成25年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住しかつ住民登録をしている方

※市営住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅、夫婦いずれかの親が所有する住宅及び賃貸住宅は対象になりません。

③夫婦いずれも申請時に40歳未満の方

④申請者及び同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下の方

⑤家賃が月額5万円以上の方

※共益費、管理費及び駐車場代等を除く

⑥他の公的制度(生活保護等)から家賃補助を受けていない方

⑦申請者及び同居者全員が市税等を滞納していない方

⑧家賃を滞納していない方

⑨この制度に基づく助成を受けたことがない方

○助成金額 月額1万円(上限12万円)を年1回交付します。

※家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額

○助成期間 申請のあった翌月から最長36か月

○申請書類

①家賃助成金交付申請書

②住民票(世帯全員の記載のあるもの)

③戸籍謄本等

④申請者及び同居者全員の市税等の滞納がない事を証する書類

⑤申請者及び同居者全員の課税証明書または非課税証明書

⑥民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

⑦住宅手当支給証明書

⑧その他市長が必要と認める書類

※交付申請書は本庁2階都市計画課にあります。

○受付期限 平成30年2月28日(水)

※土・日曜日、祝日は除く

問 本庁 都市計画課住宅・営繕G

☎52-1111 内線255 FAX 53-5415